



第4章 みどりの将来像の実現に向けた施策

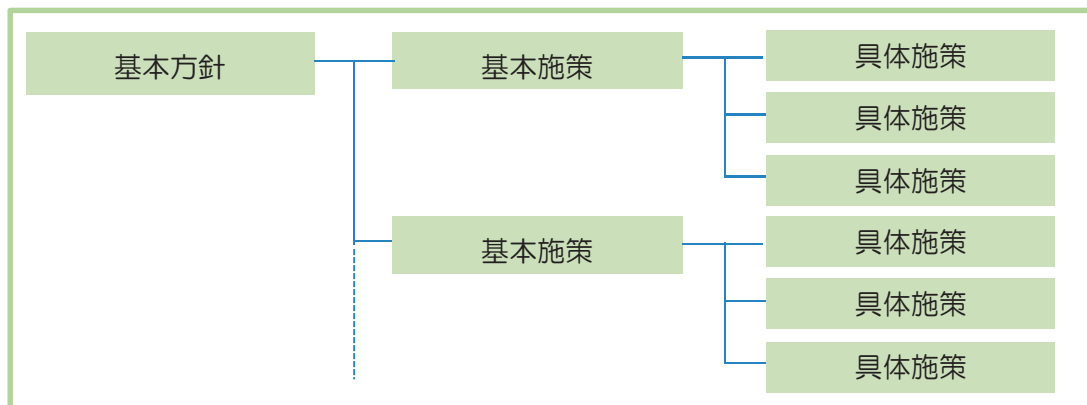


1. 施策の体系

みどりの将来像の実現に向けて設定した3つの基本方針に基づき、基本施策及び具体施策を設定し、その施策の体系を示します。

「市民参加や市民との協働によるみどりに関する取組み」により、これらの施策を推進していきます。

【施策の体系の考え方】



【基本施策の体系】

基本方針1 みどりを守り育てる

受け継がれてきたみどりの保全や育成

●基本施策

1. まとまりのあるみどりの保全や育成
2. 生物多様性の保全
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成
4. 農地の保全

基本方針2 みどりをつくる

都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

●基本施策

5. 公有地の緑化
6. 民有地の緑化
7. 景観を形成するみどりづくり

基本方針3 みどりを活かす

みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現

●基本施策

8. 魅力的で利便性の高い公園づくり
9. 防災・減災に資するみどりづくり
10. みどりの保全や緑化活動に対する支援
11. みどりの普及啓発

【基本施策及び具体施策の体系】

基本方針1 受け継がれてきたみどりの保全や育成

基本施策	具体施策
1. まとまりのあるみどりの保全や育成	1. 公園・緑地のみどりの保全や育成 2. 歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 3. 風致保安林の保全や育成（森林整備計画に基づく森林の保全や育成） 新規 4. 民有地の樹林・樹木の保全に対する支援
2. 生物多様性の保全	5. エコロジカル・ネットワークの形成 重点 拡充 6. ヒメボタルの生息地の保全 新規 7. 島熊山緑地の保全
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	8. 街路樹の保全や育成 重点 拡充 9. 河川のみどりの保全 10. 水路のみどりの保全や育成 11. ため池のみどりの保全
4. 農地の保全	12. 生産緑地地区制度の活用 13. 市民農園の活用

市民参加や市民との協働によるみどりの保全や育成

基本方針2 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

基本施策	具体施策
5. 公有地の緑化	14. 駅前や道路における特色のある緑化 15. 多様な手法による公共施設の緑化 16. 市民の交流拠点となるポケットパークの緑化 17. 教育施設や保育施設における緑化
6. 民有地の緑化	18. 環境配慮指針に基づく緑化 拡充 19. 住宅地における緑化 重点 拡充 20. 商業地における緑化 拡充 21. 工業地における緑化 拡充 22. 道路沿線における緑化 新規
7. 景観を形成するみどりづくり	23. 風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり 新規 24. 良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり 25. 花のみどりの名所づくり 重点 26. みどりを見渡す眺望点づくり 27. 草花による美しいまちなみづくり 28. 屋上や壁面を活用したみどりづくり

市民参加や市民との協働によるみどりの創出

凡例

- 新規** 新たに本計画に位置付ける具体施策
- 拡充** 前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける具体施策
- 重点** 市民参加や市民との協働による施策、新たに若しくは前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける施策、本計画の目標達成に効果の高い施策などの重要性が高いもの

基本方針3 みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

基本施策	具体施策
8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	29. 長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し 新規
	30. 安全で特色のある公園づくり 重点 拡充
	31. 開発許可制度及び土地区画整理事業による身近な公園づくり 拡充
	32. 地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり 拡充
9. 防災・減災に資するみどりづくり	33. 公園・緑地における防災機能の強化
	34. 庄内・豊南町地区における防災機能の強化 新規
	35. 地域防災計画に基づく市街地の緑化 新規
	36. 公共施設一体型公園づくり
10. みどりの保全や緑化活動に対する支援	37. みどりに関する活動を広げる交流の場の活用
	38. 花とみどりの相談所の活用
	39. 緑化リーダーの養成
	40. 生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用 拡充
	41. 緑化樹木見本園及び記念樹の森の活用
	42. みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用 拡充
11. みどりの普及啓発	43. みどりに関するイベントの開催 重点
	44. みどりに関する情報発信
	45. 自然体験及び野外活動の場の活用
	46. 緑化事業基金の活用 新規

市民参加や市民との協働によるみどりの活用

凡例

- 新規** 新たに本計画に位置付ける具体施策
- 拡充** 前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける具体施策
- 重点** 市民参加や市民との協働による施策、新たに若しくは前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける施策、本計画の目標達成に効果の高い施策などの重要性が高いもの

2. 基本施策及び具体施策

施策の体系に示した「基本施策」の考え方と「具体施策」の内容について示します。

(1) 受け継がれてきたみどりの保全や育成

基本施策1 まとまりのあるみどりの保全や育成

公園・緑地、歴史や文化を伝えるみどり、市内に残る樹林地などのみどりを保全するため、樹木の剪定や森林病害虫の防除などのみどりの適正な維持管理を推進します。また、保護樹や保護樹林などのみどりの保全制度により、維持管理などの支援を図ります。

1. 公園・緑地のみどりの保全や育成

- ・千里中央公園やふれあい緑地など、公園・緑地のみどりを良好な状態に保つため、枯損木の撤去や枯れ枝の除去、剪定、草刈りなどの適正な維持管理を行うとともに、千里緑地や島熊山緑地の千里丘陵などの雑木林や竹林の健全な育成を推進するため、市民との協働により、森林病害虫の防除や竹間伐などの適正な維持管理を行います。
- ・周辺環境や生育環境、景観、ライフサイクルコスト、生物多様性、みどりに対する愛着の形成などに配慮して、公園・緑地の整備や樹木などの植栽を行います。
- ・公園・緑地のみどりの充実を図るため、利用状況なども踏まえて、市民との協働などにより、裸地部分の樹木の植栽や草花緑化に努めます。

2. 歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成

- ・国指定史跡桜塚古墳群、市指定史跡原田城跡、府指定建造物の旧新田小学校校舎などの文化財の敷地のみどりについて、みどりの量の確保を意識しながら剪定などの適正な維持管理を推進します。
- ・街道沿いのポケットパークなどにおいて、歴史や文化を伝えるみどりや石碑などを保全するとともに、緑陰を形成する樹木や草花による緑化に努めます。
- ・地域の財産として社寺林などの樹林・樹木を保全するため、所有者の申し出などにより、保護樹や保護樹林、景観重要樹木への指定を推進します。

3. 風致保安林の保全や育成(森林整備計画に基づく森林の保全や育成) 新規

- ・春日神社裏山にある風致保安林を計画的に保全するため、「豊中市森林整備計画」に基づき、森林病害虫の防除などの維持管理を推進します。
- ・風致保安林内にある「宮山つつじ園」などのコバノミツバツツジが多くの花をつける明るい林とするため、市民との協働により、剪定や枝打ちなどの適正な維持管理を推進します。

4. 民有地の樹林・樹木の保全に対する支援

- ・住宅地などの貴重な樹林・樹木を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」による支援を行うとともに、同制度の積極的な普及啓発に努めます。
- ・森林病害虫のまん延防止を図るため、「松くい虫防除事業助成金等交付制度」などにより、樹林・樹木の健全な保全と育成を推進するとともに、同制度の積極的な普及啓発に努めます。

基本施策2 生物多様性の保全

竹間伐や草刈りなどの林床整備、森林病害虫の防除などにより、生物多様性を育む樹林地の保全を推進するとともに、特別緑地保全地区やビオトープの整備の推進などにより、生き物を身近に感じられる場づくりを推進します。また、これらの取り組みや自然環境啓発イベントなどを通じて、生物多様性の保全に対する理解や関心を深めます。

5. エコロジカル・ネットワークの形成 重点 拡充

- ・千里緑地などの「中核地区」や「拠点地区」において、市民との協働により、生物多様性の保全に配慮した樹林地や草地、水辺などのみどりの維持管理を推進します。
- ・「回廊地区」となる緑地や街路樹、河川・水路などのみどりを保全し、必要に応じて植栽を行うなど、みどりの連続性の形成に努めます。また、「緩衝地区」において、民有地の樹林地や住宅地の庭木、生産緑地地区などのみどりの消失を防ぐため、エコロジカル・ネットワークの形成に資する普及啓発に努めます。
- ・春日町ヒメボタル特別緑地保全地区や春日神社風致保安林、大阪大学（待兼山）、刀根山病院、千里川をつなぐ新たなエコロジカル・ネットワークの形成のため、これらのみどりの維持管理を推進します。
- ・市民との協働による市内の生き物調査を継続し、市内の自然環境の保全や公園・緑地の維持管理などに活用するとともに、在来種の保全を目的とする特定外来生物の対策に努めます。
- ・生物多様性の認知度を向上させるため、生物多様性を身近に学ぶ場として、公園・緑地や学校、民間施設におけるビオトープの整備を推進するとともに、イベントの開催や広報などの多様な手法を用いた生物多様性の保全に関する普及啓発に努めます。

6. ヒメボタルの生息地の保全 新規

- ・「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」とその周辺から形成されるヒメボタルの生息地を保全するため、市民との協働により、ヒメボタルの生息環境に配慮した竹間伐や草刈り、生息状況調査などの適正な維持管理を行います。
- ・同地区の散策路を示す案内板や解説サインの設置、散策路の整備、同地区を活用したイベントの開催などにより、自然に親しむことができる場としての利用を推進します。

7. 島熊山緑地の保全

- ・島熊山緑地の雑木林や竹林、緑地内の古池（千里センター池）などを良好な状態に保つため、市民との協働により、森林病虫害の防除や竹間伐などによる適正な維持管理を行います。
- ・同緑地を活用して自然観察会などを開催し、自然環境の保全に対する意識の向上を図ります。

基本施策3 連続性や水面のあるみどりの保全や育成

街路樹や緑道、河川・水路、ため池と一体となった樹林地などのみどりを保全するため、適正な維持管理を推進するとともに、一定の年数が経過した街路樹や緑道の樹木の更新、連続性を保つためのみどりの量の確保に努めます。

8. 街路樹の保全や育成 重点 拡充

- ・緑陰やみどりの軸の形成のため、みどりが豊かな街路樹の保全や育成を推進します。また、樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行い、まちなみと調和した街路樹景観の形成を推進します。
- ・植栽整備から一定の年数が経過した老木が増加していることから、定期的な点検を行うとともに、枯損木の撤去や枯れ枝を除去し、必要に応じて樹木の更新を行います。
- ・周辺環境や生育環境、景観、ライフサイクルコスト、生物多様性、みどりに対する愛着の形成などに配慮して、街路樹の整備や樹木などの植栽を行います。
- ・「回廊地区」の道路などを中心に、道路幅員や周辺環境なども踏まえて、遊休地などの街路樹整備やフラワーポットなどの設置が可能な箇所における緑化に努めます。
- ・地域住民が緑道などの維持管理に参加する「自主管理協定制」などにより、良好な緑道空間を形成するとともに、地元の自治会や事業者などの団体が行う清掃活動などを支援する「豊中市アダプトシステム」や「大阪府アダプト・ロードプログラム」により、街路樹のある道路や緑道の美化活動を推進します。

9. 河川のみどりの保全

- ・河川のみどりを保全するため、景観や利活用、周辺環境、生き物の生息・生育環境に配慮した適正な維持管理を推進するとともに、河川に隣接する公園・緑地や街路樹、河川沿いのみどりの量を確保する維持管理を推進します。
- ・猪名川や旧猪名川の堤防敷や高水敷に発達したまとまりのある草地の環境を保全するため、生き物の生息・生育環境に配慮した草刈りなどの維持管理を推進します。
- ・緑道や緑地帯が整備されている神崎川の高水敷において、景観や利活用に配慮した樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行います。
- ・千里川や兎川などのまちなかを流れる河川のみどりを保全するため、周辺環境に配慮した維持管理を推進するとともに、河川に隣接する公園・緑地や街路樹のみどりの量の確保に努めます。

- ・堤内地側の法面に樹林地や草地が多く見られる天竺川や高川において、河川沿いのみどりの量を確保する樹木の剪定や草刈りなどの維持管理を推進します。
- ・地元の自治会や事業者などの団体が行う清掃活動などを支援する「大阪府アドプト・リバープログラム」により、河川の美化活動を推進します。

10. 水路のみどりの保全や育成

- ・中央幹線景観水路や豊能南部親水水路のみどりを保全するため、散策路の環境や良好な景観を維持する樹木の剪定などの適正な維持管理を行います。

11. ため池のみどりの保全

- ・公園・緑地のため池について、生き物の生息・生育環境、景観に配慮した樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行うとともに、その他のため池についても、周辺環境に配慮した適正な維持管理を推進します。

基本施策4 農地の保全

農地については、農業振興施策とも連携を図りながら、「生産緑地地区制度」などの活用により計画的な保全に努めるとともに、市民農園の利用を推進し、人と自然の触れ合いの場の提供に努めます。

12. 生産緑地地区制度の活用

- ・「生産緑地地区制度」などの活用により、農地の計画的な保全に努めるとともに、必要に応じて、指定面積要件の緩和や特定生産緑地の指定などについて検討します。
- ・同地区を農地として維持していくため、「農空間保全地域制度」の活用により、農業者だけでなく、市民の幅広い参加による農空間の保全と活用を推進します。

13. 市民農園の活用

- ・市民農園の利用促進と充実化及び運営の効率化などを図るため、農地の貸付協定の締結を推進するとともに、市民農園の提供期間などの運営手法の見直しについて検討します。

(2)都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

基本施策5 公有地の緑化

駅前広場や道路をはじめとする公共施設などの公有地の緑化を推進するとともに、民有地の緑化の模範となるように、植栽空間の確保に努めながら、生物多様性や地域の植生、周辺環境、景観に配慮した樹種や草花の選定などの多様な手法によるみどりを創出します。

14. 駅前や道路における特色のある緑化

- ・駅前広場や道路沿いなどの多くの人が通行する場所に、花壇やフラワーポットなどを設置し、シンボルとなるみどりの形成をめざした緑化に努めるとともに、「まちづくり協議会」とも連携し、四季折々の草花による緑化を推進します。

15. 多様な手法による公共施設の緑化

- ・新規整備や大規模改修を行う施設において、「豊中市環境配慮指針」の適用を受ける場合には、同指針で示す緑化率を満たすことに努めるとともに、これ以外においても、可能な範囲で花壇などの植栽空間を確保して緑化を推進します。
- ・既存施設におけるオープンスペースや壁面などを利用するなど、施設の規模に応じて屋上緑化や壁面緑化などを推進します。
- ・施設の緑化の際には、必要に応じて生物多様性や地域の植生に配慮した樹種を取り入れるなど、周辺環境や景観との調和を図ります。
- ・民有地の緑化の模範となるように、多様な手法や工夫を取り入れながら、ライフサイクルコストを踏まえた緑化に努めます。

16. 市民の交流拠点となるポケットパークの緑化

- ・市民との協働により、ポケットパークの緑化を推進するとともに、ポケットパークなどを新しく整備する際には、人々の憩いや休息の場ともなる緑陰の形成や遮蔽効果などを発揮する緑化を推進します。

17. 教育施設や保育施設における緑化

- ・市民との協働により、民有地を含めた学校やこども園などでの環境教育教材ともなるみどりのカーテンづくりに取り組むほか、花壇やプランター、農園の整備などによる緑化活動を推進します。
- ・民有地を含めた学校やこども園などの校庭や園庭のオープンスペースなどを活用し、樹木緑化やビオトープの整備を推進するとともに、芝生化した校庭や園庭を良好な状態に保つため、踏圧からの回復を図るための灌水や芝刈り、芝の養生などの維持管理に努めます。

基本施策6 民有地の緑化

「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化協議や緑化を支援する様々な制度により、民有地の緑化の取組みを推進するとともに、各種支援制度の認知度を向上させるため、積極的な普及啓発に努めます。

18. 環境配慮指針に基づく緑化 拡充

- ・宅地化などの開発行為に対して、「豊中市環境配慮指針」に示している緑化率の確保に向けた事業者などとの協議を行い、敷地内の緑地の保全及び緑化を推進します。

19. 住宅地における緑化 重点 拡充

- ・住宅地の沿道の緑化を推進するため、「生垣緑化助成金交付制度」の対象の拡大、基準の緩和などの制度の拡充、一定の緑化を達成する住宅に対する奨励金や税制優遇などを検討するとともに、積極的な制度の普及啓発に努めます。
- ・自治会やマンションの管理組合などに対して、大阪府の樹木を配付する事業と連携して「緑化樹等配付制度」により緑化用樹木を配付し、屋上緑化も含めた幅広い活用を推進するとともに、積極的な制度の普及啓発に努めます。
- ・出生などの記念として、市の木である「キンモクセイ」や市の花である「バラ」などの苗木を配付することについて検討します。

20. 商業地における緑化 拡充

- ・商業施設に対して、「生垣緑化助成金交付制度」や「緑化樹等配付制度」による緑化支援を行うとともに、「まちづくり協議会」とも連携するなど、市民との協働による育苗活動を通じた花苗提供などによる草花緑化を推進します。
- ・「中心市街地にぎわい事業助成金交付制度」により、商店街組合などの複数施設での一体的な緑化を推進します。
- ・市街地中心部や駅前などの場所で、緑化施設の整備や緑化促進活動を行う事業者などに対して、大阪府がそれらにかかる経費の一部を補助する「実感できるみどりづくり事業」と連携して緑化を推進します。

21. 工業地における緑化 拡充

- ・工場などの事業所に対して、「緑化樹等配付制度」による緑化を推進するとともに、「環境配慮奨励金交付制度」により、準工業又は工業地域における事業所の新設や増設、建替えなどの際の積極的な緑化を推進します。

22. 道路沿線における緑化 新規

- ・大阪府が道路及びその沿線などを指定する「みどりの風促進区域」において、地域住民や事業者などが主体となって行う緑化活動に対して、大阪府が樹木などの緑化資材の提供や経費の一部を補助する「みどりの風の道形成事業」と連携して緑化を推進します。

基本施策7 景観を形成するみどりづくり

風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区、景観形成協定、地区計画、建築協定など、みどりや景観に関する様々なルールや制度を用いて、樹木や草花による緑化を推進するとともに、花とみどりを効果的に使った良好な景観の形成を推進します。

23. 風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり 新規

- ・服部風致地区、大石塚風致地区、稲荷山風致地区、東豊中風致地区において、自然などのみどりと調和した都市景観の形成に努めます。

24. 良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり

- ・みどり豊かなまちなみの形成を推進するため、緑地協定の制度による緑地の保全や緑化を推進します。
- ・みどりによる良好な景観の形成を推進するため、都市景観形成推進地区や景観形成協定、地区計画、建築協定など、地区の住環境や緑化に関するルールづくりの取組みを支援します。

25. 花とみどりの名所づくり 重点

- ・既存のバラ園、花しょうぶ園の魅力を高めるため、老朽化した施設の更新を行うとともに、適正な育成管理を行います。
- ・市内の花とみどりの魅力を伝えるため、市民との協働により、花や並木、自然が豊かなみどりなどの名所をまとめた「花とみどりの名所マップ」の作成について検討し、それらの名所の適正な維持管理を推進します。

26. みどりを見渡す眺望点づくり

- ・市のみどりを見渡すことができる千里緑地や島熊山緑地などの眺望点において、周辺樹木の剪定や施設改修などの眺望を確保する適正な維持管理を行います。

27. 草花による美しいまちなみづくり

- 多くの人が集まる駅前や道路沿い、公園・緑地、その他の公共施設などの魅力を高めるため、それらの場所において、市民参加による「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」や「花いっぱい運動」のほか、市民との協働による地域での草花緑化の活動を推進します。
- 農閑期の農地の景観を形成するため、農家に対して草花の種子を配布し、農地を活用した草花緑化を推進します。

28. 屋上や壁面を活用したみどりづくり

- 市民との協働により、小学校をはじめ、市役所などの公共施設や民間施設などに対して、育苗した苗の提供や植付け指導を行うなど、みどりのカーテンづくりを推進するとともに、取組みを拡大するため、積極的な壁面緑化の普及啓発に努めます。
- 「豊中市環境配慮指針」の対象となる施設については、施設の規模に応じて、緑化協議による屋上緑化や壁面緑化を推進します。

コラム 歴史と歩みに触れ合える「高校野球発祥の地記念公園」

高校野球といえば舞台は甲子園ですが、全国高等学校野球選手権大会の前身の全国中学校優勝野球大会の第1回は、現在の玉井町3丁目にあった豊中グラウンドで行われました。同グラウンドは、大正2年（1913年）に、現在の阪急電鉄株式会社が鉄道利用者の増加を目的として開設したもので、第2回大会までは同地で開催されていました。

豊中市では、この歴史的な場所を継承するため、昭和63年度（1988年度）に、第70回全国高等学校野球選手権大会を記念して、日本高等学校野球連盟、朝日新聞社、豊中市の3者で、グラウンド跡地北側に「高校野球記念公園」を整備し、平成30年（2018年）に第100回全国高等学校野球選手権記念大会を迎えることから、平成28年度（2016年度）に、日本高等学校野球連盟、朝日新聞社、地域住民の協力をいただき、「高校野球発祥の地記念公園（玉井町2・3丁目）」としてリニューアルオープンしました。

東エリアには、第1回大会からの歴代優勝校・準優勝校の名前が入ったプレートなどを設置しており、高校野球の歴史と歩みを振り返ることができます。西エリアには、グラウンドの門柱を再現したメインエントランスのほか、第1回大会の始球式のレリーフやレンガウォール、バットの原材料であるアオダモの木の植栽帯などを設置しています。



第1回大会の始球式のレリーフ



夏の高校野球歴代優勝校・準優勝校ウォール

(3)みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

基本施策8 魅力的で利便性の高い公園づくり

既存施設の有効活用に重点を置き、多様化する市民ニーズに対応するため、市民参画などによる質を重視した公園の再整備を推進するなど、誰もが安全で安心して利用できる魅力的で利便性の高い公園づくりを推進します。また、みどりのある空間を市民交流の場として活用することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

29. 長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し 新規

- ・長期未整備となっている都市計画公園・緑地については、都市計画決定後の社会情勢の変化を踏まえて、必要性や実現性など、様々な観点から整備のあり方について検討します。

30. 安全で特色のある公園づくり 重点 拡充

- ・「豊中市公園施設長寿命化計画」や「都市公園移動等円滑化基準」などに基づき、老朽化が進んだ公園・緑地の施設の更新やバリアフリー化などを推進します。
- ・公園・緑地の活性化を図るため、公園スペースの有効活用に努めるとともに、再整備や施設の改修の際は、地域住民の意見を取り入れるなど、利用者のニーズや少子高齢化、健康志向などの社会背景などを踏まえた公園づくりを推進します。
- ・本市の魅力である高校野球発祥の地であることを広く周知するため、高校野球発祥の地記念公園の活用に努めます。
- ・体力向上や健康増進などを目的に、運動施設や植栽のみどりを充実させる神崎川公園の再整備を行うとともに、老朽化に伴う二ノ切温水プールの再整備を行います。

31. 開発許可制度及び土地区画整理事業による身近な公園づくり 拡充

- ・「開発許可制度」による公園については、その公園づくりのあり方について検討するとともに、同制度や土地区画整理事業による公園づくりについては、事業者などとの協議により、まちなかのオープンスペースや憩いの場となる身近な空間づくりを推進します。
- ・大阪府の「自然環境の保全と回復に関する協定」により設置される公園・緑地については、事業者などとの協議により、まちなかで良好なみどりを感じることができる自然環境と調和した空間づくりを推進します。

32. 地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり 拡充

- ・地域住民が公園・緑地などの維持管理に参加する「自主管理協定制度」、地元の自治会や事業者などの団体が行う清掃活動などを支援する「豊中市アダプトシステム」などにより、地域に根ざした良好な公園づくりを推進するとともに、参加団体の広がりをめざして積極的な制度の普及啓発に努めます。

- ・公園・緑地を活用した地域のイベントなどの交流機会の充実を促すことで、活気のある公園づくりを推進します。

基本施策9 防災・減災に資するみどりづくり

公園・緑地の持つ役割に応じて、みどりによる延焼遮断帯の形成、災害発生時の避難場所や復旧・活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるほか、防災施設の適正な維持管理などにより、防災機能の強化を図るとともに、まちなかの延焼防止効果を高めるため、沿道などの緑化を推進します。

33. 公園・緑地における防災機能の強化

- ・広域避難場所や応援受入拠点、後方支援活動拠点となっている公園・緑地などにおいては、敷地内の安全域を確保するため、沿道のみどりによる延焼遮断帯の形成を推進します。
- ・公園・緑地における防災機能を維持するため、災害発生時の避難場所や復旧活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるとともに、耐震性貯水槽（防火水槽）や雨水貯留施設、マンホールトイレなどの防災施設の適正な維持管理を行います。

34. 庄内・豊南町地区における防災機能の強化 新規

- ・木造住宅などが密集する地域の「庄内・豊南町地区」における防災対策として、「第3次庄内地域住環境整備計画」に基づき、緑道を整備するとともに、都市計画道路の街路樹の整備を推進します。

35. 地域防災計画に基づく市街地の緑化 新規

- ・延焼防止効果の期待できる広幅員の道路について、街路樹や緑道整備などの緑化による防災機能の強化を図ります。
- ・「生垣緑化助成金交付制度」による緑化を推進するなど、建築物の防火に資する緑化を推進するとともに、延焼防止効果の高い樹種や植栽方法の助言など、防災効果を高めるみどりの普及啓発に努めます。

36. 公共施設一体型公園づくり

- ・「豊中市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の再配置などが行われる際に、都市公園が隣接する、あるいは都市公園の整備が計画されている場合には、災害時に施設の相互利用が可能な導線の確保や災害時の施設間の連携を図るなど、他の公共施設と一体となった公園づくりを検討します。

基本施策 10 みどりの保全や緑化活動に対する支援

みどりの保全や緑化などの活動を推進するため、その拠点として設置された施設や場などを有効に活用し、適切な情報発信や普及啓発に努めることで、活動支援や人材の発掘、育成などを推進します。

37. みどりに関する活動を広げる交流の場の活用

- ・みどりに関する活動を行う市民や団体などが自由に参加し、情報交換や仲間づくりなどを行う交流の場である「豊中みどりの交流会」を引き続き活用し、みどりの保全や緑化活動を推進します。

38. 花とみどりの相談所の活用

- ・緑化活動などの拠点である「花とみどりの相談所」において、市民との協働などにより、花とみどりの育成管理などに関する相談への対応や講習会の開催をはじめ、緑化を支援する制度、市民活動や多様な緑化手法などの情報を発信し、緑化に関する普及啓発に努めます。

39. 緑化リーダーの養成

- ・参加者のレベルに合わせて複数回にわたる講座を開催する「緑化リーダー養成講座」により、地域での緑化活動の先導役となる緑化リーダーを養成します。
- ・受講者の増加を図るため、市民ニーズを反映した魅力ある内容にするなど、講座内容や過程を見直し、積極的な普及啓発に努めます。

40. 生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用 拡充

- ・「緑と食品のリサイクルプラザ」において、生ごみや剪定枝のリサイクルを目的として、学校給食から排出される調理くずや食べ残しなどに街路樹などの剪定枝チップを混合し、堆肥「とよっぴー」の製造を行います。
- ・市民との協働により、農家や学校、「花いっぱい運動」に参加する団体などに堆肥「とよっぴー」を配布するとともに、定期的若しくはイベントなどで頒布することにより緑化を推進します。

41. 緑化樹木見本園及び記念樹の森の活用

- ・樹木緑化の参考となる施設として整備した緑化樹木見本園、出生などの記念として配付した記念樹を植栽して整備した記念樹の森について、緑化の啓発やみどりに親しむ場として有効に活用するため、適正な維持管理を行うとともに、施設の情報を広く発信します。

42. みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用 補充

- 市民参加や市民との協働による取組みの活性化を図り、活動の認知度を高めるため、みどりのフォーラムやみどりのつどい、花いっぱい運動写真展などの活動発表の場、豊中市都市デザイン賞やとよなかエコ市民賞、大阪ランドスケープ賞などの表彰制度を有効に活用します。
- 市民の活動発表の場や表彰制度への積極的な参加を促すため、活動発表の場や表彰制度の広報、活動発表や表彰された活動の内容の情報発信などの普及啓発に努めます。

基本施策 11 みどりの普及啓発

みどりに対する理解や関心を深めるため、みどりに関するイベントを開催するとともに、みどりの保全や緑化に関する支援制度や活動などの情報を発信します。

43. みどりに関するイベントの開催 重点

- 花とみどりの講習会やみどりのフォーラム、自然環境啓発イベントなど、市民ニーズを反映した魅力ある様々な内容のイベントを開催します。また、イベント開催時には、みどりの保全や緑化に関する支援制度、多様な緑化手法などの普及啓発に努めるとともに、市民活動などの情報提供により、みどりに関する活動を支える人材の発掘や育成を推進します。

44. みどりに関する情報発信

- 広報とよなかやホームページをはじめ、マスメディアやスマートフォンなどのインターネットなどを活用し、みどりに関するイベントや制度、みどりに関する活動などの情報を広く発信します。また、市民との協働により発行している「みどりだより」や「相談所ニュース」などの情報誌を活用して、多様な緑化手法などの普及啓発に努めるとともに、市民活動などの情報提供により、みどりに関する活動を支える人材の発掘や育成を推進します。

45. 自然体験及び野外活動の場の活用

- 野外炊さん場や竹林などがある千里中央公園、能勢町の広大な自然を有する「豊中市立青少年自然の家わっぱる」などを活用し、心の豊かさを育む自然体験や野外活動を推進するとともに、利用者のニーズに合わせた広報を行うなどの適切な普及啓発に努めます。

46. 緑化事業基金の活用 新規

- みどりに関するイベントや取組みなどを通じて緑化事業基金の意義や目的を発信し、集まった基金については、みどりの保全や緑化活動、みどりの解説サインの設置など、みどりに対する理解や関心を深めるための事業に有効に活用します。

3. 重点施策

3つの基本方針に基づき設定した具体施策から、市民参加や市民との協働による施策、新たに若しくは前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける施策、本計画の目標達成に効果の高い施策など、重要性が高いものを重点施策として掲げ、市の象徴的な取り組みとして推進します。

基本方針1
「みどりを守り育てる」

受け継がれてきた
みどりの保全や育成

**エコロジカル・ネットワークの
形成(具体施策 5)**

市内の「中核地区」や「拠点地区」などを結ぶエコロジカル・ネットワークの形成に向けた取り組みとして推進します。

**街路樹の保全や育成
(具体施策 8)**

整備から一定の年数が経過した街路樹や緑道のみどりについて、適正な維持管理や更新などを図る取り組みとして推進します。

基本方針2
「みどりをつくる」

都市のみどりや地域の
身近なみどりの創出

**住宅地における緑化
(具体施策 19)**

市民が主体となり、みどりを身近に感じられるまちなみの形成に向けた取り組みとして推進します。

**花とみどりの名所づくり
(具体施策 25)**

市民との協働により、地域の象徴的なみどりづくりに向けた取り組みとして推進します。

基本方針3
「みどりを活かす」

みどりを活かした安全で
快適なくらしの実現

**安全で特色のある公園
づくり(具体施策 30)**

誰もが安全で安心して利用できる魅力的で利便性の高い公園づくりに向けた取り組みとして推進します。

**みどりに関するイベントの
開催(具体施策 43)**

みどりに関する各種イベントを開催し、多様な普及啓発やみどりに関する活動の人材育成などを図る取り組みとして推進します。

市民参加や市民との協働によるみどりに関する取り組み

多様な主体によるみどりのまちづくりをめざすため、市民参加や市民との協働によるそれぞれの取り組みを推進します。

4. 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区

「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」の保全に関する取組みのほか、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区を「保全配慮地区」、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を「緑化重点地区」に指定し、それぞれの地区の方向性や取組みの内容を示します。

(1) 特別緑地保全地区

「特別緑地保全地区」は、「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境を形成する緑地を保全するため、その範囲を都市計画で定め、建築行為など一定の行為の制限などを行うことにより現状凍結的に保全できる制度です。

その一方で、土地所有者は市に対する土地の買入れ申出が可能になるなど、大きな財政負担を伴う制度であることから、都市における良好な自然的環境を形成する緑地のすべてに適用していくことは非常に困難です。

このため、保全を前提とした緑地については、より柔軟な対応が可能な「保全配慮地区」を指定し、多様な制度の適用を検討しながら、官民の連携による保全に取り組んでいくこととしますが、緑地の保全に緊急性を有するなど特別な配慮が必要な場合には、特別緑地保全地区の指定を検討します。

① 特別緑地保全地区の指定

本市では、平成 28 年（2016 年）2 月に、大阪府で準絶滅危惧種に指定されているヒメボタルが生息する地区（春日町 2 丁目及び 3 丁目にまたがる面積約 1.0ha の区域）を「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」として指定しています。

② 特別緑地保全地区の概要と方針

ア. 春日町ヒメボタル特別緑地保全地区

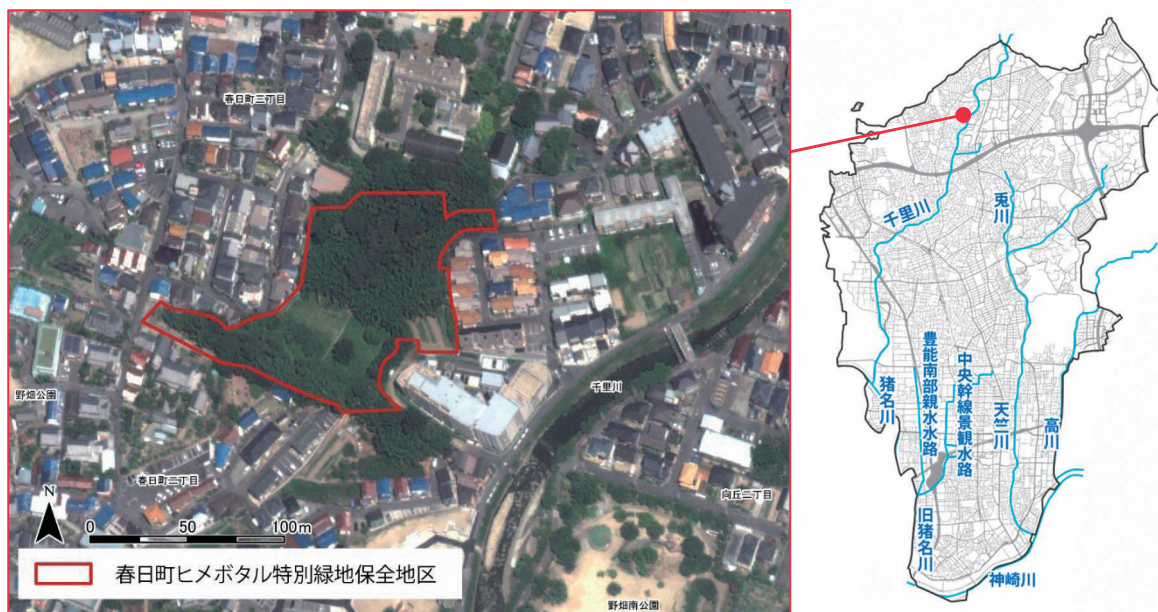


図 22：春日町ヒメボタル特別緑地保全地区位置図

●地区の概要

本地区は、千里川が付け替えられる以前、今より河川が蛇行していた時に千里川の段丘崖に発達した樹林地で、千里川沿いのみどりを保全するうえで重要な位置にあり、大阪府で準絶滅危惧種に指定されているヒメボタルの生息地となっています。

●保全及び管理の方針

ヒメボタルの生息地として、土地所有者の協力を得ながら、市民との協働により、千里川沿いのみどりとして発達した樹林地や竹林を維持するため、竹間伐や草刈りなどの林床整備、生息状況調査などの適正な維持管理を行うとともに、ヒメボタル及び餌となる陸生の貝類などの生息環境を保全します。

また、同地区を活用したイベントの開催や施設の整備などにより、自然と触れ合う場としての利用を推進します。

●施設の整備方針

林床保全を目的とした落ち葉の流出及び立入り防止柵の設置、明かりの遮蔽効果を高める植栽整備など、ヒメボタルの生息環境の保全のための整備を行うとともに、同地区の散策路を示す案内板や解説サインの設置、散策路の整備など、市民の保全活動や利用者が安全に自然と触れ合うことができる機会を提供するための整備を行います。

●土地の買入れや買入れた土地の保全及び管理の方針

「豊中市特別緑地保全地区における制限行為の許可等に関する要綱」に基づき、土地の買入れ申出があった場合は、原則として本市が買入れを行います。

また、市が買入れを行った土地については、本地区の「保全及び管理の方針」に基づき、適正な維持管理を行います。

(2)保全配慮地区

「保全配慮地区」は、「特別緑地保全地区」以外に「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として、みどりの基本計画に位置付けるものです。

行為の制限などの法的な効果は生じませんが、風致景観や生物多様性の保全、市民の自然との触れ合いの場などの観点から、多様な制度の適用を検討しながら、緑地の保全を推進していく地区となります。そのため、保全配慮地区は、次の状況などを勘案して地区の指定を行います。

- ・みどりの拠点として位置付けられている地区であること
- ・「拠点景観の形成」に必要な自然のみどりがある地区であること
- ・エコロジカル・ネットワークの形成に必要な「中核地区」又は「拠点地区」であること
- ・希少生物が生息・生育する地区であること
- ・地域住民などによるみどりに関する活動が行われている地区であること

※公園・緑地や河川、社寺林、文化財、風致保安林など、保全配慮地区の指定に拠らずとも、みどりの保全に一定の担保、配慮が考えられる地区は除きます。

①保全配慮地区の指定

「大阪大学（待兼山）」及び「刀根山病院」は、千里川から猪名川へ続くみどりのネットワークに隣接し、希少植物が生育するみどりの拠点で、「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」や「春日神社風致保安林」とつながり、新たなみどりのネットワークの形成に資する重要性が高い地区です。

「どんぐり山」は、地区計画が定められている「東豊中第一団地地区」の一部で、兔川から天竺川へ続くみどりのネットワークに隣接するみどりの拠点で、地域住民が主体となり、みどりを保全する活動が行われている重要性が高い地区です。

これらのことから、「大阪大学（待兼山）地区」「刀根山病院地区」「どんぐり山地区」の3地区を保全配慮地区として指定します。

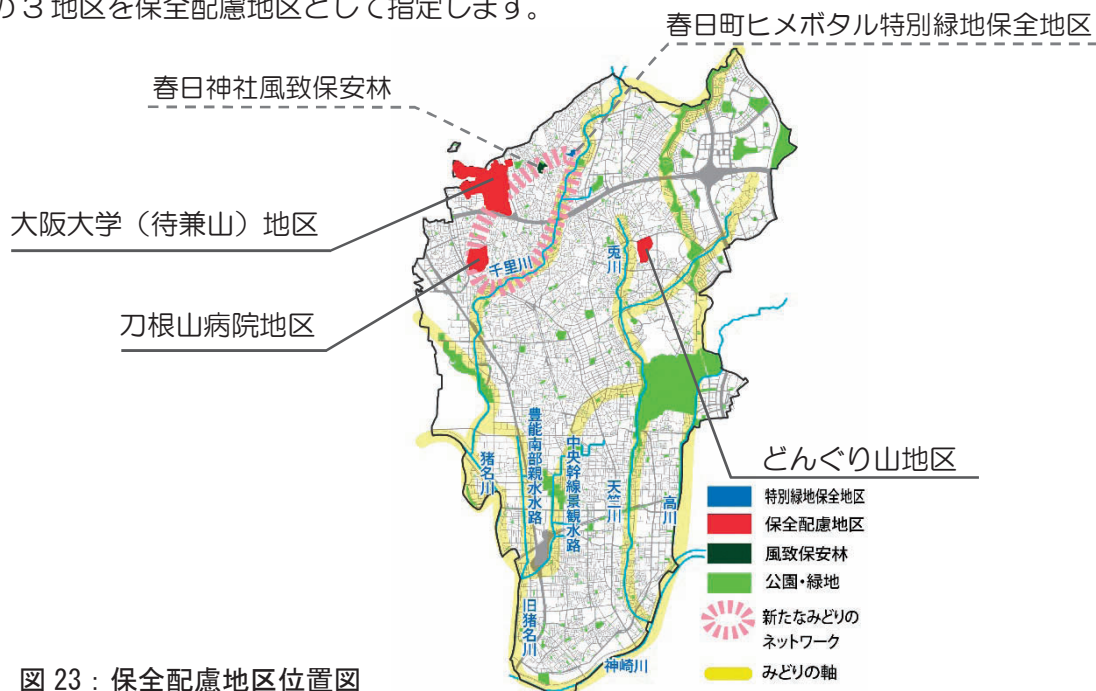


図 23 : 保全配慮地区位置図

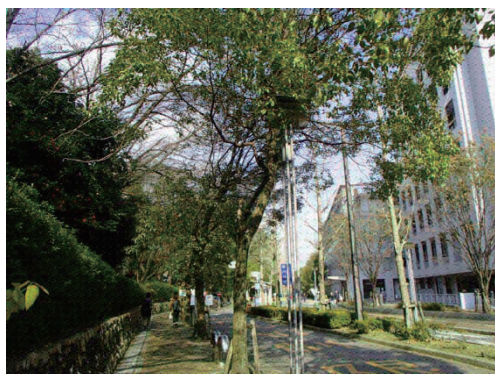
②保全配慮地区の概要と保全の方針

以下のとおり、3つの保全配慮地区の概要と保全の方針について示します。

ア. 大阪大学(待兼山)保全配慮地区



写真①：待兼山の樹林地



写真②：正門からの並木道



図 24：地区範囲

●地区の概要

本地区は、市域の北部に位置する大阪大学豊中キャンパスの敷地で面積は約 40ha です。

平成 19 年（2007 年）の希少植物調査（NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21）において、植物の出現種数が 206 種と島熊山緑地の 296 種に次いで多い場所となっています。

構内には、標高 77m 程の小丘で、古くは清少納言の「枕草子」に記述があり、和歌の枕詞として「新古今和歌集」などにも記述のある待兼山のほか、校舎の周囲や乳母谷池沿いなどに樹林地が見られます。これらはかつて薪炭林として利用されていた樹林地で、アカマツを主とした林でしたが、近年は遷移が進み、コナラやクスノキなどを主とした林となっています。

待兼山をはじめとする構内の樹林地は、樹木が過密な状態となっている場所や竹林が樹林地内を侵食している場所、林床にササが茂り、林床植生が育ちにくくなっている場所も見られ、ナラ枯れの被害も見られます。

待兼山には、一般に開放された散策路も整備されており、市民の自然との触れ合いの場としても機能しています。また、グラウンド北東部の竹林とその周辺では、地域住民や学生などとの連携により、竹間伐や清掃作業などが行われ、阪大坂では、学生と連携して間伐竹を利用した「そうめん流し」の取組みが行われるなど、みどりの活用が推進されています。

そのほか、みどりの景観を形成するクスノキやメタセコイアの大木、イチョウやサクラの並木、池のほとりのウメなどが構内で見られます。

●保全の方針

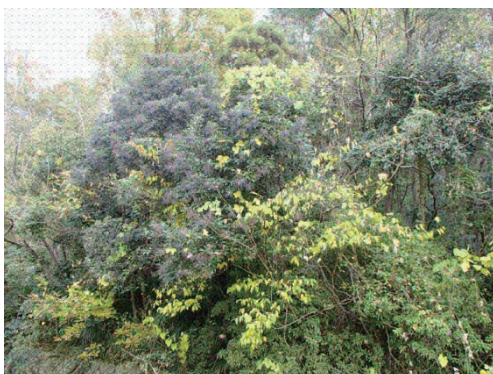
待兼山や構内に残された樹林地は、枯損木の撤去や枯れ枝の除去、樹木や竹の間伐などの維持管理による見通しの良い明るい樹林地として保全し、構内のクスノキの大径木やイチョウ並木などは、周辺の建築物や広場と一体となった良好なみどりの景観としての保全や育成を推進することが重要です。

こうした状況を踏まえて、本地区のみどりの保全や育成を推進するため、大阪大学で策定されている「緑のフレームワークプラン」に基づき、地域住民や学生などと連携し、「保護樹等助成金交付制度」の活用など、効果的な制度の適用を検討しながら、みどりの適正な維持管理を推進します。また、樹林地の遷移の状況や希少な生物種の有無などの把握に努め、生物多様性や希少種の保全に配慮した維持管理に努めるとともに、みどりの活用による愛着の醸成を図ります。

イ. 刀根山病院保全配慮地区



写真①：敷地内の樹林地



写真②：マント・ソデ群落



図 25：地区範囲

●地区の概要

本地区は、市域の中北部に位置する刀根山病院の敷地で面積は約8haです。

平成19年（2007年）の希少植物調査（NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ21）において、植物の独自種数（他の調査地では見られなかった植物種の数）が23種で、島熊山緑地の47種に次いで多い場所となっており、通路沿いに植栽されたサクラなどとともに、利用者の癒しや安らぎの空間となっています。

林縁部には、マント・ソデ群落が発達しており、水分の蒸発や風の侵入を防ぎ、樹林地内の良好な環境を保っています。林内にはアカマツがわずかに見られ、大阪大学（待兼山）と同様に、かつては薪炭林として利用されていたアカマツを主とした林が、コナラやアベマキ、クヌギを主とした林に遷移したと考えられます。

●保全の方針

現在のところ、ナラ枯れの目立つ被害はありませんが、対象となるコナラやアベマキ、クヌギが多いことから、被害への対策が必要です。

また、生物多様性を育むまとまりのある樹林地として保全するため、発達したマント・ソデ群落がある林縁部の改変を避けるとともに、林内の枯損木の除去などにより樹林の更新を図っていくことが重要です。

こうした状況を踏まえて、本地区のみどりの保全や育成を推進するため、「保護樹等助成金交付制度」の活用など、効果的な制度の適用を検討しながら、みどりの適正な維持管理を推進します。また、樹林地の遷移の状況や希少な生物種の有無などの把握に努め、保全措置に必要な取組みを推進します。

ウ. どんぐり山保全配慮地区



写真①：どんぐり山の山頂



写真②：きのこ山の全景



図 26：地区範囲

●地区の概要

本地区は、市域の北東部に位置するUR都市機構賃貸住宅であるシャレール東豊中の敷地で面積は約5haです。本地区を含む周辺地域は、地区計画が定められている東豊中第一団地地区の区域内です。

敷地内のどんぐり山ときのか山には、同住宅の建設時に残されたアカマツやコナラ、クヌギなどに、里山の樹木を補植して再生された樹林地があります。また、道路沿いには、樹形が優れたメタセコイアの並木が見られます。

どんぐり山やきのこ山の樹林地は、地域住民による定期的な手入れが行われており、間伐や下草刈りにより、見通しが良く、草花が生育しやすい明るい林床が広がる里山の環境が保たれています。

どんぐり山には散策路が整備されており、通常は樹林地の保全のために閉鎖されていますが、イベント時などには解放されて子どもたちの環境学習の場などとして利用されています。

樹林地ではナラ枯れの被害が多く見られており、防除や駆除の対策が必要となっていますが、これらの対策や日常の維持管理などの活動に参加する地域住民の高齢化が進んでいます。

●保全の方針

本地区では、モデル的な地域住民による都市の樹林地の保全活動が進められており、こうした活動が継続され、さらにその活動の輪が広がることにより、地区内の自然環境が保全され、自然との触れ合いの場として利用できる里山として維持していくことが重要です。

こうした状況を踏まえて、本地区における市民活動の積極的な支援と普及啓発に努めるとともに、本地区のみどりの保全や育成を推進するため、「保護樹等助成金交付制度」の活用など、効果的な制度の適用を検討しながら、みどりの適正な維持管理を推進します。

コラム みどりに関する活動の場「豊中みどりの交流会」

豊中みどりの交流会は、みどりに関する活動を行う市民や団体などが自由に参加し、情報交換や仲間づくりなどを行う交流の場です。

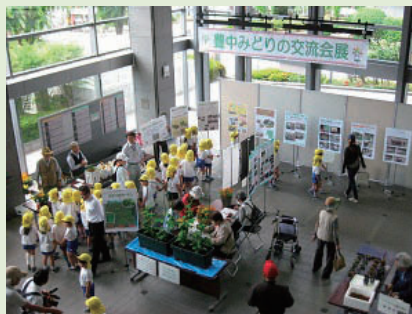
平成17年度（2005年度）の豊中市みどりの基本計画の中間総括時に、市民が集まって豊中におけるみどりに関する活動についてのアイデアを出し合う「豊中のみどりを考えるみどりのワークショップ」を開催し、それ以降、継続的に「豊中みどりのワークショップ」を開催することとなりました。平成18年度（2006年度）からは、同ワークショップのほか、「学習緑」「隙間緑」「地域緑」「情報緑」という4つのテーマでグループ活動を開始し、平成19年度（2007年度）からは、同ワークショップの名称を「豊中みどりの交流会」に改め、前年度の活動を継続して行い、平成20年度（2008年度）から、現在の形の市民主体による「豊中みどりの交流会」の活動が始まりました。

それから10年が経過し、現在では、ふれあい緑地内の「ふれあい広場SEED」を拠点とし、花苗などの育苗や配布、小学校などで行うみどりのカーテンづくりの支援、みどりに関する活動の見学会などの様々な活動を行うほか、「みどりのフォーラム」「みどりのつどい」「豊中みどりの交流会展」などのイベントも毎年開催しています。また、これらの活動や今後の取組みについて、「緑の環境プラン大賞」や「みどり香るまちづくり企画コンテスト」などのみどりに関する表彰を受けました。

いずれの活動も誰もが気軽に参加できる場となっており、今後のさらなる発展が期待されています。



みどりのフォーラム



豊中みどりの交流会展

TIGA

豊中みどりの交流会
ロゴマーク

(3)緑化重点地区

「緑化重点地区」は、みどりの状況や地区の特性を勘案した中で、比較のみどりが少なく、緑地の確保や緑化の必要性が高い地区を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、みどりの基本計画に位置付けるものです。

緑化重点地区では、市による重点的なみどりの保全や緑化施策とともに、市民や事業者などによるみどりの保全や緑化活動を重点的に推進することにより、みどりの確保を図ります。

①緑化重点地区の指定

前計画では、少路地区を緑化重点地区に指定していましたが、本計画では、みどりに対する量や満足度の地域差の縮小及び防災機能の強化を図るため、地域別で見て市内で最も緑被率が低く、みどり率も2番目に低い地域となっており、また、市民のみどりに対する満足度が最も低く、木造建築物が密集する地域として防災上の課題も有する南部地域を緑化重点地区に指定します。

②緑化重点地区のみどりづくりの方針

ア. 南部地域

●既存のみどりの保全及び空間の有効活用による緑化

木造などの建築物が密集しているため、新たな緑化空間の確保が難しい地域ですが、みどりの量やみどりに対する満足度を向上させるため、緑化支援制度や普及啓発により、既存のみどりの保全とともに、公共施設や住宅地の沿道緑化などの目にするみどりの量の増加を図ります。

なお、年代が古い建築物が市全体と比べて多いことから、「豊中市環境配慮指針」などにに基づき、建築物の更新に合わせた適切な緑化を推進します。

●地域住民との連携による賑わいのある場所での緑化

「みどりに対する市民意識」では、「道路」「商業施設」「学校」などの多くの人が集まる場所で、南部地域のみどりを増やしたいと答える人が多かったことから、公園などの自主管理協定の締結数が最も多い本地域の特色を活かすなど、地域住民との連携などにより、駅前や道路、公園などの賑わいのある場所での緑化を推進します。

●防災機能の強化

高度経済成長期に建てられた賃貸住宅や小規模な戸建住宅などの木造建築物が密集する地域で、防災面での課題があることから、緑道や街路樹の整備、避難場所などとして利用できるオープンスペースの確保などを推進します。

＜重点的な施策＞

項目	内容
みどりの拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所である野田中央公園、応援受入拠点である菰江公園の延焼遮断帯の形成やオープンスペースの確保など、拠点となる公園の防災機能の強化を図ります。 ・「保護樹等助成金交付制度」などにより、椋橋総社や住吉神社（豊南町西）などの社寺林の保全を推進するとともに、制度の普及啓発に努めます。 ・神崎川公園の再整備により、運動施設や植栽のみどりの充実を図ります。
みどりの軸	<ul style="list-style-type: none"> ・旧猪名川のまとまりのある草地、天竺川や高川の堤内地側の法面の樹林地や草地などを保全するとともに、神崎川の緑道や緑地帯では、景観や利活用に配慮した適正な維持管理を行います。 ・中央幹線景観水路や豊能南部親水水路の樹木などの適正な維持管理を行います。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の樹木などの適正な維持管理を行います。 ・「自主管理協定制度」などにより、地域住民による花壇管理などの緑化活動を推進するとともに、制度の普及啓発に努めます。 ・延焼防止効果を高めるため、沿道のみどりの保全や育成を推進するとともに、防災施設の適正な維持管理を行います。
街路樹・緑道	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次庄内地域住環境整備計画」に基づき、通り池水路などの緑道の整備を推進します。 ・都市計画道路の三国塚口線や穂積菰江線などの街路樹の整備を推進します。 ・神崎刀根山線や穂積菰江線などの街路樹や緑道の樹木などの適正な維持管理を行うとともに、老木化した樹木の更新を行います。 ・花壇やフラワーポットなどにより、沿道の草花緑化を推進します。 ・延焼防止効果を高めるため、沿道のみどりの保全や育成を推進します。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内や沿道のみどりの保全や緑化の推進、校舎の壁面を利用した緑化を推進し、目にするみどりの量の増加を図るとともに、学校の再配置が行われる場合には、みどりの確保に努めます。
駅前	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加や市民との協働によるプランターなどを活用した草花緑化により、魅力的な駅前づくりを推進するとともに、駅前の再開発が行われる場合には、みどりの確保に努めます。
住宅地・商業地・工業地など	<ul style="list-style-type: none"> ・税制優遇などを活用して、300㎡以上の敷地において、20%以上の緑化施設が整備された住民の利用に供する市民緑地を設置し、これを管理する者が作成する計画を認定する「市民緑地認定制度」の適用を推進します。 ・「生垣緑化助成金交付制度」の制度の拡充や地区の特性に応じた助成の基準を検討し、沿道緑化を推進するとともに、制度の普及啓発に努めます。 ・「環境配慮奨励金交付制度」などにより、準工業又は工業地域における事業所の新設や増設、建替えなどの際の積極的な緑化を推進します。 ・沿道緑化の手法や鉢植えで育てる植物などに関する情報の発信、出前による花とみどりの講習会、みどりに関するイベントの積極的な開催などにより、みどりの保全や緑化を推進します。 ・自治会やマンションの管理組合などに対して、緑化用樹木を配付する「緑化樹等配付制度」により緑化を推進するとともに、制度の普及啓発に努めます。 ・宅地化などの開発行為に伴う「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化協議により、緑化を推進します。 ・「(仮称)南部コラボセンター」の建設の際には、可能な範囲で花壇などの植栽空間を確保し、その空間の緑化を推進します。 ・延焼防止効果の高い樹種や植栽方法の助言など、防災効果を高めるみどりの普及啓発に努めます。
みどりの風促進区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府との連携により、「みどりの風促進区域」の情報を発信し、区内の緑化を推進します。

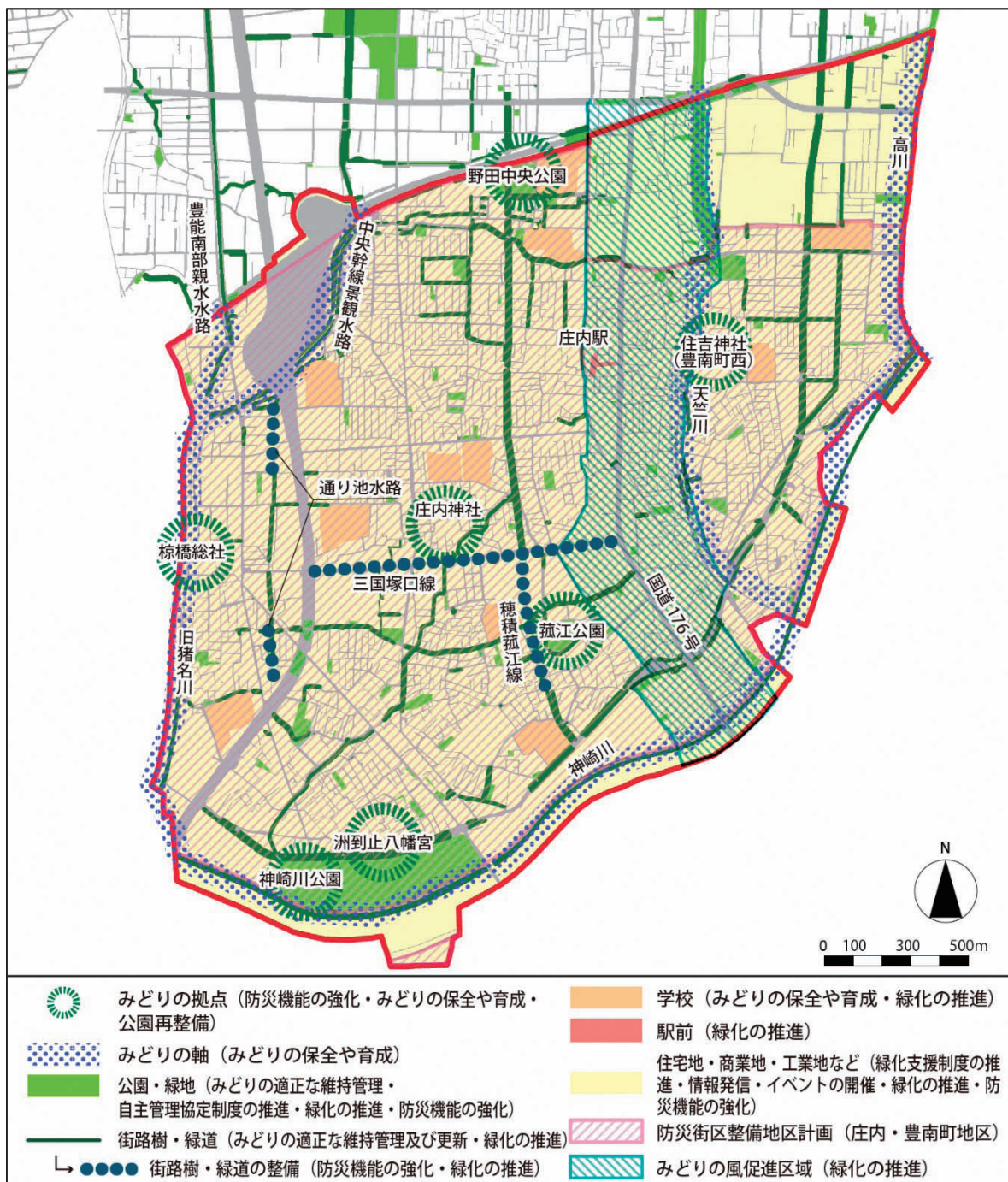


図 27 : みどりづくりの方針図